

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、令和七年九月二十四日から令和八年一月二十六日までには奈良県産業部経営支援課に到着するように提出してください。

令和七年九月二十四日

奈良県知事 山下 真

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ヴァンベールモール北生駒

所在地 生駒市上町三四二七ほか

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社ファーストリテイリング

住所 山口県山口市佐山一〇七一七番地一

代表者 代表取締役 柳井 正

名称 株式会社コスモス薬品

住所 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号

代表者 代表取締役 横山 英昭

名称 株式会社エディオン

住所 広島市中区紙屋町二丁目一番一八号

代表者 代表取締役 久保 允誉

名称 株式会社オートバックスセブン

住所 東京都江東区豊洲五丁目六番五二号

代表者 代表取締役 堀井 勇吾

名称 株式会社ジンズ

住所 群馬県前橋市川原町二丁目二六番地四

代表者 代表取締役 田中 亮

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 株式会社ユニクロ

住所 山口県山口市佐山一〇七一七番地一
代表者 代表取締役 柳井 正

名称 株式会社ジーユー

住所 山口県山口市佐山一〇七一七番地一

代表者 代表取締役 柚木 治

名称 株式会社コスモス薬品

住所 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号

代表者 代表取締役 横山 英昭

名称 株式会社エディオン

住所 広島市中区紙屋町二丁目一番一八号

代表者 代表取締役 久保 允誉

名称 株式会社オートバックスセブン

住所 東京都江東区豊洲五丁目六番五二号

代表者 代表取締役 堀井 勇吾

名称 株式会社ジンズ

住所 群馬県前橋市川原町二丁目二六番地四

代表者 代表取締役 田中 亮

四 大規模小売店舗の新設をする日

令和八年四月三十日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

六、五一六平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 二二七台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 一八七台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 届出書添付図面記載のとおり

面積 二一六平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 届出書添付図面記載のとおり

容量 五一・四立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時三十分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三箇所

位置 届出書添付図面記載のとおり

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

八 届出年月日

令和七年八月二十九日

九 縦覧場所

奈良県産業部経営支援課及び生駒市商工観光課

十 縦覧期間

令和七年九月二十四日から令和八年一月二十六日まで。ただし、奈良県の休日を定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

十一 縦覧時間

午前九時から午後五時まで